見積競争の公告

国立大学法人筑波大学において、次のとおり労働者派遣業務について見積競争を実施します。

１．見積競争に付する事項

（１）件　　　　　名　　国立大学法人筑波大学生物農林学系Ｄ棟白岩研究室における労働者派遣業務

（２）業　務　期　間　　平成２６年８月１８日～平成２７年３月３１日

（３）業　務　内　容　　別紙仕様書のとおり

２．仕様書、契約条項並びに見積書の提出場所等

（１）場　　　所　　茨城県つくば市天王台１丁目１番地の１
国立大学法人筑波大学生命環境エリア支援室（会計担当）

（２）連　絡　先　　会計担当　髙橋　未来　　電話番号　０２９－８５３－４５８０

（３）見積書提出期限　　平成２６年８月７日（木）１１時００分
見積競争結果については、電話等により行う。

３．見積の方法

（１）　国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書及び契約条項を承諾のうえ、見積るものとする。

（２）　見積金額は、1時間当たりの単価を算用数字を用いて明確に記載すること。

（３）　契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１０８分の１００に相当する金額を見積書に記載すること。

４．見積競争に参加する者に必要な資格

（１）　国立大学法人筑波大学財務規則施行規程（以下「規程」という。）第４６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）　規程第４７条の規定に該当しない者であること。

（３）　平成２６年度の全省庁統一資格又は本学の競争参加資格において、関東・甲信越地域の「役務の提供等」で有効な資格を有している者であること、又は当該資格を有しない者であって、過去１年以内に本学との取引実績を有する者であること。

（４）　契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

５．契約書の作成等

契約締結に当たっては、契約書を作成する。（契約保証金は免除）

６．契約の方式

（１）　最低価格の見積書を提出した者及び次順位者を契約予定者として、価格交渉を行う。

（２）　契約予定者との価格交渉により、契約相手方及び契約金額を決定する。

以　上

平成２６年７月３０日

国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長　吉川　晃

見積書提出の注意事項

１．見積書提出期限　　平成２６年８月７日　１１時００分

２．見積書提出場所　　国立大学法人筑波大学生命環境エリア支援室（会計担当）

３．見積書作成の注意事項

⑴　見積金額は、１時間当たりの単価を算用数字を用いて明確に記載すること。

⑵　住所氏名を記入し押印すること。

⑶　日付けを必ず記入すること。

４．上記注意事項に適合しない見積書は無効とすることがある。

５．契約の方式

⑴　最低価格の見積書を提出した者及び次順位者を契約予定者として、価格交渉を行う。

⑵　契約予定者との価格交渉により、契約相手方及び契約金額を決定する。

⑶　契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１０８分の１００に相当する金額を見積書に記載すること。

６．いったん提出された見積書は引換え、変更、取消しをすることができない。

仕　様　書

1．件名

国立大学法人筑波大学生物農林学系Ｄ棟白岩研究室における労働者派遣業務

2．派遣労働者が従事する業務の内容

科学技術振興機構・戦略的創造研究推進事業 CREST「海洋ハプト藻類のアルケノン合成経路の解明と基盤技術の開発」の研究推進のための業務として以下を含む研究補助。

・ 微細藻類の培養と管理とその補助
・ 微細藻類の大量培養とその培養から細胞回収作業
・ 基礎的な生化学、分子生物学実験の補助
・ 細胞から大量の脂質の抽出作業
・ GC-MS, LC-MS などを用いた生体分子の化学分析・機器分析実験及びその補助
・ 顕微鏡観察を伴う実験及びその補助
・ 実験に用いる試薬・培地類の調製、実験廃液・廃培地処理
・ 英文文献の調査補助、英文マニュアルによる実験・機器操作
・ 実験室の清掃、実験器具の片付け
・ 実験記録、業務日誌の作成

3．派遣労働者の就業の場所

茨城県つくば市天王台１丁目１番１

国立大学法人筑波大学生物農林学系棟Ｄ棟 D302 生物科学実験室および関連の実験室・施設（白岩研究室）

4．派遣先責任者及び指揮命令者

[派遣先責任者]

国立大学法人筑波大学生命環境系　系長　白岩 善博

TEL　029-853-7297

[指揮命令者]

国立大学法人筑波大学生命環境系　教授　白岩 善博

TEL　029-853-7297

5．派遣労働者の人数

１名

6．派遣労働者の派遣期間

平成２６年８月１８日から平成２７年３月３１日まで

7．派遣労働者の就業する日

週５日（月-金）もしくは４日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に定める休日及び年末年始（１２月２９日から翌年１月３日まで）及び本学が指定する日を除く。

8．派遣就業の時間及び休憩時間

就業時間　9時00分から17時00分まで

休憩時間　12時00分から13時00分まで

７時間勤務とする。

ただし、指揮命令者が必要とする場合は、派遣元事業者における労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第３６条の規定に基づく労使協定の範囲内で労働時間の延長を行うものとする。

9．休日、時間外及び深夜勤務

第７項中、労働時間の延長を行った場合は、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第３７条第１項及び労働基準法第３７条第１項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令（平成６年政令第５号）に基づき、労働時間の延長（ただし、第７項中の正規の労働時間と時間外労働時間の合計が８時間を超えた場合）については、契約金額の２割５分及び深夜業務（午後１０時から翌日の午前５時まで）については、５割を契約金額に加算するものとする。

10. 派遣労働者の条件

（１）最終学歴　　理系大学卒業以上

（２）資格要件　　　最低限の生化学、分生生物学実験の用語・原理・操作が理解されていることが必要。卒業論文研究、修士論文研究などの経験があること、業務内容にふさわしい能力を有することが望ましい。

（３）必要スキル　　１）基礎的な微生物実験手法（無菌操作、サンプル調製、光学顕微鏡など）
２）基礎的な化学薬品、試薬、特定化学薬品の安全な取り扱い

（４）ＯＡスキル　ExcelやWordでグラフや書類が作成できること。

（５）語学スキル　平易な英語の論文・取扱説明書を読めること。

（６）その他　　　未経験の業務にも積極的に取り組めること。指示に従い、当該研究の発展のため多岐にわたる研究補助業務を積極的に行えること。

11. 派遣元事業者及び派遣労働者の遵守事項

(1)　派遣労働者の業務遂行能力または業務態度について本学が不適当と認めたときは、派遣元事業者と協議のうえ、交替させることができるものとする。

(2)　派遣労働者が休暇等により就業できないときは、本学の指示により、必要に応じ代替者を派遣するものとする。

12. 個人情報保護法に基づき遵守する事項

（１）　派遣元事業者及び派遣労働者は、業務上知り得た個人情報について第三者に漏らし、他の目的に利用してはならない。なお、このことは契約解除後及び契約期間終了後も同様とする。

（２）　派遣元事業者及び派遣労働者は、個人情報を複製、転記等を行ってはならない。ただし、業務履行上やむなく複製転記等を行う場合は、派遣先責任者に使用目的、期間終了時の破棄状況の形態を申請し許可を得るものとする。

（３）　業務履行目的で利用（使用）する個人情報について、派遣元事業者及び派遣労働者の管理責任の下で個人情報が流出した場合は、発生時の状況説明、経過、対応等について速やかに派遣先責任者に報告するものとする。

（４）　派遣元事業者及び派遣労働者の管理責任の下で個人情報が流出し、その原因に重大な過失があったと認められる場合は、派遣先責任者は損害賠償の請求ができるものとする。

13. 苦情の処理

派遣労働者からの苦情の申し出があった場合は、本学責任者（派遣先責任者）と派遣元事業者が協議し、誠実に対応するものとする。

月				月				月				月			
8月1日	金			9月1日	月	1		10月1日	水	1		11月1日	土		
8月2日	土			9月2日	火	1		10月2日	木	1		11月2日	日		
8月3日	日			9月3日	水	1		10月3日	金	1		11月3日	月		文化の日
8月4日	月			9月4日	木	1		10月4日	土			11月4日	火	1	
8月5日	火			9月5日	金	1		10月5日	日			11月5日	水	1	
8月6日	水			9月6日	土			10月6日	月	1		11月6日	木	1	
8月7日	木			9月7日	日			10月7日	火	1		11月7日	金	1	
8月8日	金			9月8日	月	1		10月8日	水	1		11月8日	土		
8月9日	土			9月9日	火	1		10月9日	木	1		11月9日	日		
8月10日	日			9月10日	水	1		10月10日	金	1		11月10日	月	1	
8月11日	月			9月11日	木	1		10月11日	土			11月11日	火	1	
8月12日	火			9月12日	金	1		10月12日	日			11月12日	水	1	
8月13日	水			9月13日	土			10月13日	月		体育の日	11月13日	木	1	
8月14日	木			9月14日	日			10月14日	火	1		11月14日	金	1	
8月15日	金			9月15日	月		敬老の日	10月15日	水	1		11月15日	土		
8月16日	土			9月16日	火	1		10月16日	木	1		11月16日	日		
8月17日	日			9月17日	水	1		10月17日	金	1		11月17日	月	1	
8月18日	月	1		9月18日	木	1		10月18日	土			11月18日	火	1	
8月19日	火	1		9月19日	金	1		10月19日	日			11月19日	水	1	
8月20日	水	1		9月20日	土			10月20日	月	1		11月20日	木	1	
8月21日	木	1		9月21日	日			10月21日	火	1		11月21日	金	1	
8月22日	金	1		9月22日	月	1		10月22日	水	1		11月22日	土		
8月23日	土			9月23日	火		秋分の日	10月23日	木	1		11月23日	日		勤労感謝の日
8月24日	日			9月24日	水	1		10月24日	金	1		11月24日	月		振替休日
8月25日	月	1		9月25日	木	1		10月25日	土			11月25日	火	1	
8月26日	火	1		9月26日	金	1		10月26日	日			11月26日	水	1	
8月27日	水	1		9月27日	土			10月27日	月	1		11月27日	木	1	
8月28日	木	1		9月28日	日			10月28日	火	1		11月28日	金	1	
8月29日	金	1		9月29日	月	1		10月29日	水	1		11月29日	土		
8月30日	土			9月30日	火	1		10月30日	木	1		11月30日	日		
8月31日	日							10月31日	金	1					
		10				20				22				18	

月				月				月				月			
12月1日	月	1		1月1日	木		元旦	2月1日	日			3月1日	日		
12月2日	火	1		1月2日	金		年末年始	2月2日	月	1		3月2日	月	1	
12月3日	水	1		1月3日	土		年末年始	2月3日	火	1		3月3日	火	1	
12月4日	木	1		1月4日	日		年末年始	2月4日	水	1		3月4日	水	1	
12月5日	金	1		1月5日	月	1		2月5日	木	1		3月5日	木	1	
12月6日	土			1月6日	火	1		2月6日	金	1		3月6日	金	1	
12月7日	日			1月7日	水	1		2月7日	土			3月7日	土		
12月8日	月	1		1月8日	木	1		2月8日	日			3月8日	日		
12月9日	火	1		1月9日	金	1		2月9日	月	1		3月9日	月	1	
12月10日	水	1		1月10日	土			2月10日	火	1		3月10日	火	1	
12月11日	木	1		1月11日	日			2月11日	水		建国記念日	3月11日	水	1	
12月12日	金	1		1月12日	月		成人の日	2月12日	木	1		3月12日	木	1	
12月13日	土			1月13日	火	1		2月13日	金	1		3月13日	金	1	
12月14日	日			1月14日	水	1		2月14日	土			3月14日	土		
12月15日	月	1		1月15日	木	1		2月15日	日			3月15日	日		
12月16日	火	1		1月16日	金	1		2月16日	月	1		3月16日	月	1	
12月17日	水	1		1月17日	土			2月17日	火	1		3月17日	火	1	
12月18日	木	1		1月18日	日			2月18日	水	1		3月18日	水	1	
12月19日	金	1		1月19日	月	1		2月19日	木	1		3月19日	木	1	
12月20日	土			1月20日	火	1		2月20日	金	1		3月20日	金	1	
12月21日	日			1月21日	水	1		2月21日	土			3月21日	土		春分の日
12月22日	月	1		1月22日	木	1		2月22日	日			3月22日	日		
12月23日	火		天皇誕生日	1月23日	金	1		2月23日	月	1		3月23日	月	1	
12月24日	水	1		1月24日	土			2月24日	火	1		3月24日	火	1	
12月25日	木	1		1月25日	日			2月25日	水	1		3月25日	水	1	
12月26日	金	1		1月26日	月	1		2月26日	木	1		3月26日	木	1	
12月27日	土			1月27日	火	1		2月27日	金	1		3月27日	金	1	
12月28日	日		年末年始	1月28日	水	1		2月28日	土			3月28日	土		
12月29日	月		年末年始	1月29日	木	1						3月29日	日		
12月30日	火		年末年始	1月30日	金	1						3月30日	月	1	
12月31日	水		年末年始	1月31日	土							3月31日	火	1	
		19				19				19				22	

合計 149

労 働 者 派 遣 契 約 書（案）

派遣業務名　　国立大学法人筑波大学生物農林学系Ｄ棟白岩研究室における
　　　　　　　労働者派遣業務
派遣業務内容　仕様書のとおり
派遣代金単価　別紙のとおり

派遣先　国立大学法人筑波大学　契約担当役　財務担当副学長　吉川　晃（以下「甲」という。）と派遣元　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）との間において、上記の派遣業務（以下「業務」という。）について、上記の派遣代金単価で次の条項により労働者派遣契約を結ぶものとする。

第１条　乙は、別紙仕様書に基づき労働者を派遣し、誠実に業務を遂行するものとする。
第２条　労働者派遣の期間は、平成２６年８月１８日から平成２７年３月３１日までとする。
第３条　派遣労働者の就業の場所は、国立大学法人筑波大学生命環境系生物農林学系Ｄ棟白岩研究室とする。
第４条　派遣代金は、１月毎に支払うこととし、適法な請求書を受理した日から起算して４０日以内に支払うものとする。
２　派遣代金の請求書は、国立大学法人筑波大学生命環境エリア支援室に送付するものとする。
第５条　業務代金額の計算は、毎月末をもって締め切り、勤務時間数に上記派遣代金単価を乗じて算出する。
　ただし、勤務時間は１５分単位で計算し、端数は切り捨てるものとする。
第６条　契約保証金は、免除する。
第７条　甲の責任者（派遣先責任者）及び指揮命令者は、次のとおりとする。
　派遣先責任者　国立大学法人筑波大学生命環境系
　　　　　　　　　　　　　　　　系　長　　白　岩　善　博
　指揮命令者　　国立大学法人筑波大学生命環境系
　　　　　　　　　　　　　　　　教　授　　白　岩　善　博
第８条　乙の責任者（派遣元責任者）は次のとおりとする。
　派遣元責任者
第９条　甲は、派遣労働者が業務の遂行に著しく不適当と認められる場合は、その理由を明示してその派遣労働者の交代を要請することができるものとする。
第10条　この契約期間中、派遣先のやむを得ない事情によりこの契約を解約しようとする場合は、甲は、解約の１か月前までに乙に書面で通知することにより派遣契約を解約できるものとする。ただし、甲、乙いずれかにおいて本契約に違反し、又は、法令の定める解約事由が生じた場合には、直ちに本契約を解除できるものとする。
第11条　乙は、派遣労働者に対し適正な労働管理を行い、業務の遂行に支障を生じ、若しくは甲の名誉及び信用を害する等の不都合を生じさせないよう、適切な措置を講じなければならないものとする。

第12条　派遣労働者が担当した業務に関して、その責めに帰すべき事由により甲又は第三者に対し損害を被らせた場合には、乙はその損害を賠償するものとする。

第13条　個人情報保護法の施行に伴い次の事項を遵守するものとする。

（１）業務上知り得た個人情報について第三者に漏らし、他の目的に利用してはならない。本契約終了後も同様とする。

（２）業務履行目的で、個人情報を複製、転記等を行ってはならない。ただし、業務履行上やむなく複製、転記等を行う場合は、発注者に使用目的、期間終了時の破棄状況の形態を申請し許可を得るものとする。

（３）業務履行目的で利用（使用）する個人情報について、乙の管理責任の下で個人情報が流出した場合は、発生時の状況説明、経過、対応等について速やかに甲に報告するものとする。

（４）派遣元事業者及び派遣労働者の管理責任の下で個人情報が流出し、その原因に重大な過失があったと認められる場合は、派遣先責任者は損害賠償の請求ができるものとする。

第14条　この契約条項に定めるもののほか、この契約についての必要な事項については、労働者派遣法、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則、その他関係法令の定めによるものとする。

第15条　この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、両者協議の上、これを解決するものとする。

第16条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書２通を作成し、甲及び乙は記名押印のうえ各自その１通を所持するものとする。

平成２６年　　月　　日

甲（派遣先）茨城県つくば市天王台１丁目１番地の１
国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長　　吉　川　　晃

乙（派遣元）

別紙

派遣代金単価

〔金額は１時間当たりの単価〕

区　分	派遣代金単価	うち消費税額及び地方消費税額
実労働８時間以内の分	円	円
実労働８時間を超える分（深夜業務を除く）	円	円
深夜業務（午後１０時から翌日の午前５時まで）	円	円

上記消費税額及び地方消費税額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定により算出したもので、派遣代金単価に１０８分の８を乗じて得た額である。